

第二十八回国会 参議院内閣委員会會議録第九号

昭和三十三年三月七日(金曜日)午後一時五十一分開会

委員の異動

本日委員松本治一郎君辞任につき、その補欠として森中守義君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 藤田 進君
理事 永岡 光治君
委員 木村篤太郎君
後藤 義隆君
近藤 鶴代君
迫水 久常君
田中 啓一君
苦米地義三君
松村 秀逸君
伊藤 彌道君
千葉 信君
田畑 金光君
矢嶋 三義君
島村 軍次君

政府委員

内閣官房長官 愛知 揆一君
憲法調査会 武岡 憲一君
行政管理局 榊原 亨君
行政管理局 岡部 史郎君
通商産業 小笠 公昭君
通商産業 齋藤 正年君
通商産業 大 齋藤 正年君
官房長官 杉田正三郎君
常任委員 会専門員

説明員

通商産業省 伊藤 繁樹君
通商局長次長

本日の会議に付した案件

○憲法調査会法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(藤田進君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず、憲法調査会法の一部を改正する法律案につきまして、政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(愛知揆一君) ただいま議題となりました憲法調査会法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

御承知の通り、憲法調査会は、昨年七月発足を見たものでありますが、明年度に入りましますと、その会議の開催度も増加し、調査審議も広範な事項について細部にわたって行われるものと見込まれるのであります。

これに伴いまして、憲法調査会事務局におきましても、諸般の事務が増大することになりますので、これらの事務を円滑に処理いたしますため、現在局長のほか七人でありまします事務局職員の名員を改め、新たに事務官五人を増員することといたしたのであります。

これが、この法案を提出いたしました理由であります。何とぞよろしく御審議の上、すみやかに御賛同のほどをお願いいたします。

○委員長(藤田進君) 次に、通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を継続いたします。

御質疑のおありの方は、順次、御発言を願います。

○伊藤彌道君 お伺いいたしますが、御承知のように、第四次の日中貿易交渉は、五日に妥結調印したわけでありましますので、日中輸出入組合を中心として、貿易業界では、貿易が飛躍的に拡大する見込みであるというふうについて、非常に張り切っているわけでありまします。その問題について、通産省としてはどのような考えをもちましますか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(小笠公昭君) 日中第四次貿易協定が北京で調印されましたことは、わが国の対中貿易の促進に相当役立つものと私も考えておるわけでありまします。今後、日本の貿易振興の見地から見まして、中共にスムーズに物資の交流ができるということは、日本の貿易振興の見地から見ても大きな意義を持つものと、こういふふうに考えておるのであります。

○伊藤彌道君 新聞の報道によりますと、年間取引額が片道三千五百万ポンドと思ひますが、このことを、本年度輸出三十一億五千万ドル、それから輸入が三十二億ドル、という目標であるわけですが、この目標に比較して、日本貿易のこのような構想に比較して、あまりにも少いわけですが、今後民間協定の法的な解釈にこだわらな

い、貿易に一つ慎重に、ブレーキをかけることのないように、そういう措置をわれわれとしては望むわけですが、この点についてどのようにお考えになられますか。

○政府委員(小笠公昭君) 御指摘のように、昭和三十三年度の輸出入計画、輸出三十一億五千万ドル、輸入三十二億四千万ドル、というふうなただいまの計画の中に、今次協定によって定められました額は、それほど大きくは申し上げにくいと思ひますが、従来の中共との輸出入等の関係から見ますと、相当広がってくる、こういうことは言えるのではないかと思います。

ただ、今お話のございました、この協定にこだわらず、協定には品目の列記等もございまして、それ以外のものをなお出していくというふうな、こういうような措置を考へておるかというお尋ねと思ひますが、私どもはぜひ、この協定はもちろんであります。それ以外の取引ができてくるといふことを希望いたしております。

○伊藤彌道君 御承知のように、まだ国交が回復しておりませんので、為替損失補償法の適用とか、延べ払いが認められないと思ひます。そこで、決済方法に対してどの程度まで積極的に手を打たれようとするのか、またさらに、取引方法とか調整をどのような形でなさろうと思ひますのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(小笠公昭君) 今回の第四次

次協定の案文によりますと、御承知のように、コルレス契約を相互に承認した銀行を通じて決済をするということに相なることになっております。これによりまして、決済問題というものが相当円滑になっていく、こういうふうに見ておるのであります。

○伊藤彌道君 この問題に直接関係はございせんけれども、今二千四百万ドルの台湾に対する貸し越しができておると思ひます。これに對して、価格決定方式をめぐって、もうすでに百五十万ドルの損失を招いておる、こういうふうな承知しておるのですか、こういうふうなことはございせんか。もし、ありとすれば、これに對してどのような手を打たれようとするのか、この点について。

○説明員(伊藤彌道君) ただいま、ちょうど四月から新しい日台交渉が始まる段階になっておりますが、今ちょっと数字を持っておりますが、現在、日本側が台湾に対して相当程度、これは記憶では千二、三百万ドルだったかと思ひますが、出超になっておりますことは事実でございます。しかしながら、これは現在すでに信用状を発行しておりますものその他を差し引きますと、現在のいわゆるポテンシャル・バランスで申し上げますと、かなり少くなるのでございまして、われわれの推測では、三月末には現在スウィングの限度が一千万ドルでござい

す。御承知のように、台湾から輸入しますものも、砂糖とか米とか、そういう農産物でございますので、季節的に非常に出超の時期もございまして、私もといたしましては、三月末にはスウィングの限度におさまるといふふうに考えております。

○伊藤道雄君 同じような問題は、韓国に対してもあるわけですが、韓国に対して、たしか四千七百万ドルであつたと記憶しておりますが、こういうふうな貸し越しについても、先行きの見通しはあるのか、ないのか、どのように考えておられるか、この点お伺いしたいのです。

○説明員(伊藤繁樹君) 韓国につきまして、焦げつき債権が残っておりますのは事実でございますが、その後におきましては、オープン・アカウントの調整というものを厳格に実施しておりますので、先方におきましても輸入権の制度をとっておりますので、この焦げつき債権は現在増加はいたしておりません。なお、韓国におきましては、米、国援助資金等による輸入をするものが相当ございまして、これはキャッシュでもらつておりますので、焦げつきの問題は生じておりません。

○伊藤道雄君 今度、方面を変えまして、通産省設置法そのものについてお伺いしたいのですが、二十七年七月にこの設置法が生まれたわけですが、その後、改正の状態を見ますと、六年間に実に二十六回の改正が行われておるわけですね。こういう点から、大臣がかわるごとに法律が改正されるという、いわゆる朝令暮改というふうな印象を受けるわけですが、このことに対してどのようにお考えになつておられるか。

○政府委員(齋藤正年君) 通産省の現在の機構の骨格と申しますのは、この前の行政整理のときに局の廃合が大幅に行われて、その後基本的な構造といふものは全然変わつておらない次第でございます。今度の改正も、通商局に部長を一人ふやすというだけでございます。あとは前同、部あるいは課を整理いたしましたけれども、實際上運営をやつてみますと、運営がうまくいかぬ。事実上、部なり課なりにかわり、管理官とか次長というものを置いて事実上やつて参りました。それを今回正式にやはり部に直すということでありまして、根本的に仕事の運用の方法とかあるいは局の構成とか、そういうものについてはずっとその後手を触れておりません。それから人員も、毎年少しずつでございますが、ずっと削減して参りまして、本年度差し引きいたしまして二十人足らずだと思ひますが、増員になつただけでございます。

従つて、根本的には変わつておらない。ただ、現在の設置法は非常にこまかい点まで規定されておりますので、少しづつ仕事の関係で変えなきゃならぬ、こういうことでございます。

○伊藤道雄君 今、部をふやしただけだと思ひますけれども、通商局に振興部、軽工業局にはアルコール事業部、こういうものを設置するため、一応もつともだと思はれるような理由にはわかつておられますけれども、結局、部長制の採用によつてかえつて機構が複雑になるような気がするわけですね。この設置法の改正のねらいは、どこまでも行政の簡素化、能率化、合理化、こういう点にならなからぬと思ひますが、こういう点についてどう

うお考えになつておられますか。

○政府委員(齋藤正年君) これはお話の通りだと思つております。われわれもこの部の新設につきまして、機構を複雑にするという考え方は毛頭ないのでございまして、二つの部を新設いたしますが、そのうちアルコール事業部につきましては、現在アルコール事業長という職名を省令で定めまして、事実上業務の大半をまかして運用しておるわけでございますが、それをはっきりと制度上部という形にしまして、何と申しますか、権限なり事務処理なりの明確化を期するといふ考え方でございまして。

もう一つの通商局の部は、これはお話を通りに、局長が一人、次長が二人ございまして、これも最初一人でありましたのを、事務の運営がでないといふことで、二人にふやしたわけでございますが、さらに部を一つ新設いたしたもので、この点は確かにいかにも機構の複雑化のような形になります。その点は、われわれもこれを国会にお願ひするまでは十分内部で検討いたしたわけでございますけれども、御存じのように、通商局の仕事は人が多い割に仕事も多いというばかりでなしに、涉外関係が非常に複雑でございますので、大体大いこの問題を一つきめまして、に、大蔵省、外務省と、この三省の意見がまとまりませんと問題がきまらな

いという形でございます。どうしてもしも涉外関係に勢力を取られて、ほかの仕事がほとんどできない。従つて、この振興部関係は比較的仕事が落ち着いたと申しますか、その日その日のデリーナ仕事ではなしに、相当長期間にわたつてじつくりした振興指導をやつ

ていくというふうな仕事でございますので、比較的対外折衝が少い仕事でございます。従来この方面の仕事が非常に回つておつた、正直なところ手が出振興政策を根本的にやり直すためには、こつたじみちな、従来局長あ

いは次長という幹部の目の届かないかつたところに力を入れる必要があるといふことで、部を設けたわけでございます。機構としては確かに複雑になつたような感じでございますが、現状としてはやはりそういう各課を統合して指導を与える人がどうしても必要だ。それが参事官とか何とかいうような形で、実は現在も二人ばかり参事官を置いておられますが、やはりはつきりした指揮命令系統といふものができま

せん、十分な業務の管理がでないように思ひますので、あえてこういう形をとつたわけでございます。機構の簡素化につきましては、その御発言の通り、われわれも今後とも、むしろこの線をやつていかなければならぬと思つておることは間違ひありません。だから、この問題だけは、従来の通商局の仕事のあり方から見まして、非常に不十分でございますので、やむを得ず変則な形で事務の能率化をはかりたい、こつたじみちなでございます。

○伊藤道雄君 この部制についてですが、第五国会で、当時各官庁はいろいろ部制を乱設したといふことで、付則二十四条で、それでは向う一年間に限つて一つ存置を認める、そういうふうな結論であつたと思ひますが、その後いろいろ変遷を経て、第二十六国会でこの部制を全面的に改正したわけですが、ところが、今回の各省庁

の設置法の一部改正を見ますと、法務省で一部、それから労働省で一部、建設省で二部、通産省で二部と、計六部の増設が予定されているわけですね。こういうことになりましたと、各省庁が再びこの部制を乱設し始めると、また法改正によつて制約を変えなければならぬ、そういうことを繰り返すのじゃないか、そういうことが考えられるわけですね。そういう点についてはどうお考えになりますか。

○政府委員(齋藤正年君) これは行政官理庁の方からお答え願つた方がよいと思ひますが、われわれもいたしましては、これによつて内局の部の設置、この前御指摘のように、前々々国会、通商国会、第二十五国会かと思ひますが、その内局の部を整理して、そのかわり次長を置くのだ、こういうことになりめられたわけでありまして、その方針を変えたいといふ考え方はないわけでございます。

アルコール事業は本来一般の行政事務と全然違ひまして、これは専売といふ特別会計の運用で、いわば会社のビジネスのようない仕事でございますので、本来からいって、こつたじみちな行政関係の部局の中に入つてゐるのが少し、実はちよつと適当じゃないような感じの仕事でございます。しかし、新たに局を独立させるほどの仕事でもございませぬので、軽工業の中で部を設けてやろうといふことでございます。

それから通商局につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、結局、いわゆるトップ・マネージメントの面で非常に不十分な点があるわけですね、これは現実にも全然ふやしませんので、部を作りまして、これは全

ていふことではない仕事でございます。従来この方面の仕事が非常に回つておつた、正直なところ手が出振興政策を根本的にやり直すためには、こつたじみちな、従来局長あ

くトップ・マネージメントの問題だけでございます。その問題だけどうしたらいいかという事で、いわば窮余の一策から独立して設けたわけでございます。まして、こういうものがノーマルな仕事のやり方では決してないといわれ方も思っております。

通商局につきましては、従前は、御存じのように、通商局と振興局と二局ございました。振興事務と一般の通商管理事務と分れておったが、これを一本にいたしましたときには、実は通商管理業務というのは、経済が正常化するに従ってどんどん減っていく、こういう前提で実は合併いたしましたのでございまして、現実には、最近非常に大きな問題になっております。たとえば過当競争の防止、あるいは海外に対するダンピング防止というような関係から、貿易管理業務が非常にむしろだんだんふえてくるような状態で、当時一局に合併いたしましたときの理想からだんだん遠ざかって参りました。最初には次長一名でございましたのを、次長二名にしなければならぬようになりました。そのほか、従来通商局にございました局長の上に通商監という制度がございました。それが通商関係をさらに包括と申しますか、局長をさらに統轄するようなポストであつたわけでありましたが、そのように実はいろいろ通商関係のトップ・マネージメントの組織については変更がございました。たけれども、事実上だんだん仕事が複雑化して参りました。このままでは処理し切れない、あるいは通商貿易庁を作れとか、場合によつては貿易省にしたらどうかというふうな御意見もござ

いまして、仕事のウェイトからいえば、あるいはそういうような考え方も成り立つかも知れませんが、同時に、通商局の仕事は各それぞれの物資を所管しております。局の仕事と非常に密接な関係がございまして、中小企業庁とあるいは工業技術院のように外へ出しますことは、今度は内部の連絡調整に非常に困る点がございまして、そういう点がありまして、また通商管理事務とそれから振興事務というものを分けると、またその間の調整がめんどろな問題もございまして、新たに局を作りますことは、先ほどお話をございしましたように、機構の膨張を防ぐという趣旨からいっても適當ではないという事で、まず部だけを作つて、もう少ししばらくこれでできるだけ能力を上げてやつてみる。それでどうしても工合が悪ければ、さらにまた根本的にどういふふうなマネージメントのやり方を変えようかと考えてみたい。こういう考え方でございまして。

ほかの局については、今新たに部を作りまして、あるいは局を新設したりする考えは毛頭ございませんし、さしあたりその必要はないように私は思っております。

○伊藤道雄 意匠奨励事務は振興部で扱うわけですね。ところが、その審査については特許庁の審査第一部ですか、もしくは意匠課で行うというふうに見ていただくわけですが、かえってそうなる複雑になるように思われるわけですね。そういう点もございせんか。

○政府委員(齋藤正年君) これは、特許庁で行なつております本来の仕事は、意匠権というものを設定いたしま

す行為でございまして、まあいざ裁判官に類似した仕事でございまして。た、従来そういう関係で意匠の仕事をやつております関係から、ついでに意匠の奨励関係の仕事、指導奨励関係の仕事もある程度特許庁で便宜行なつておつたところ、こういう関係で、特許庁の本来の仕事から申しますと、そういう指導奨励関係の仕事はいたしません。これは、本来の特許庁の任務からいいますと、やや性質を異にした仕事でございまして、これは必ずしも特許庁に置かなければならぬ理由はないのではなからうかと。通商局に持つて参りましたのも、これは別にどこでなければならぬというほど非常にはつきりしたものはございせんが、意匠に關する仕事は、前に御説明いたしましたように、中小企業関係としては中小企業庁でやつております。それから輸出振興の關係では通商局でやつております。それから現実のそれぞれの事業、たとえば繊維でありますとか、雑貨でありますとか、あるいは陶磁器でありますとか、デザインというものが事業に非常に大きなウェイトを持つておりますところにつきましては、それぞれ現局でやります程度、繊維を扱う軽工業局である程度の仕事をやっていく。それから研究方面では、工業技術院傘下の産業工芸試験所というところをやつております。非常に仕事分散化しております。たとえば外国からデザイナーを呼ぶというふうな場合でも、中小企業庁の所管で呼ぶ場合もある、たとえば通商局が貿易振興の形で、たとえばジェトロという形で呼ぶという場合もある、あるいは生産性本部で呼ぶという場合もあるということ

で、同じデザイナーの招聘にいたしましても、各所ではばらばらにやつておるといふことも非常にむだではないか、できるだけ行政を統合して、同じ予算を使うならば、能率よく使つたらいかがかという考え方、通商局では主としてそれぞれの、今、各局が行なつておられます仕事の統括、連絡調整というところを中心にして、現在デザインはいろいろな意味で重要でございますけれども、さしあたり輸出振興ということが一番大きな眼目でございまして。予算もその面からついているものが多いのでございまして、通商局に統合するということにいたしましたわけでございます。

○伊藤道雄 特許庁の総務部の一部と、それから意匠奨励審議会がございまして、これは振興部の方へ入つて、そして意匠奨励の事務を中心となつて行つ、そういうことになるのですか。

○政府委員(齋藤正年君) お話の通りでございます。

○伊藤道雄 それと、高岡支所の本所への昇格という問題がここに入つておりますが、今回は特に定員を増員しない、そのままでやつていくというところなんです。これで定員増をしなくてもいささかも支障ないわけですか。

○政府委員(齋藤正年君) これは、繊維品検査所は、全国の検査所を通じて定員がきまつております。その範囲で今後、その人員は増員いたしませんで、その範囲でいたしましたので、もし足りなければ、要するにほかの本所なり支所なりから流用してやるといふことはできるわけでございます。そういうことで、人員の増加は全然なしに、本所に昇格することにしたわけでございます。

○伊藤道雄 繊維品等に対する外国商社の道義的な商取引、そういう問題から発生するいろいろな問題があると思ふのですが、こういう問題に対して通産省としてはどういふような方策を講じておられますか。

○説明員(伊藤繁樹君) 先般も、意匠の盗用の問題につきまして、必ずしも日本だけが盗用するのではなくして、外国でもそういうことをされてはいるのじゃないかという御質問もございまして、そのとき私、少数であるといふように申し上げましたが、なお歸りまして調べまして、若干そういう事例があるようにございまして、それらにつきましては、そのつど外務省を通じて、先方の政府にそのことを申し入れをするようにいたしております。

○伊藤道雄 これは鉱山保安局の所管だと思ふのですが、鉱毒に対する補償の問題ですが、こういう問題について積極的な対策は非常に要望されておりますが、こういう面についてどういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(齋藤正年君) これは御承知のように、鉱山の保安と申します場合には、単に鉱内の採掘に対する保安ばかりでなしに、第三者に対する影響の面も保安法の取締りの範囲に入つておりますので、当然その面からの、外部に大きな被害を与えるような場合は、その保安法で取り締まるわけでございます。ただ、補償の問題は、これは保安法の問題ではございせんので、鉱業法の問題としてやるべき問題でございまして、それから補償問題は、これはまああくまで建前は、両当事者の話し合いによつてやらなければいけない。ただ、石炭関係等につきましては、特

別紙あるいは臨時証券の復旧に關する特別の法律がございまして、そのために補助金をその法律によつて支給することになつておりますけれども、一般の証券の補償については補助を支給するような規定もございせんし、補助をした例もないと思ひます。

○伊藤道雄 次に、貿易産業対策費として、大体八千九百四十万圓が計上されてゐるようですが、大体で持つてゐるが、一体どのような方面に使われるのか。

○政府委員(齋藤正年君) これは大体、銃弾、砲弾の生産設備とそれに使います火薬に、生産設備の維持費をめぐり見る、こういう建前になつておりました、それだけの設備を見るかといふことは、防衛庁の方で防衛計画を立てまして、それだけの設備が必要だといふ要求がありましてのものにつきます。維持費を見るという建前でありまして、たゞいま資料が手元にございせんが、建前はそういうことでありまして、保存のための費用、それから一々手入れをいたしますので手入れのための費用、それから税金、固定資産税その他の、そういうものを含めまして、たゞ半額程度だつたかと思ひますが、補助することになつております。来年度八千四百四十万圓計上してございしますが、大体そのペースで今後引き続いてやつていく。ただし、これは防衛庁で具体的に、たとえば銃弾なら銃弾の発注がございまして、その発注によつて費用の軽減ができた分だけは減らす、こういう建前になつております。たとへば百万圓の能力がございまして、十萬圓だけ発注がございまして、たとへば償却費を見る場合に十萬圓分だけ

は差引いてめんどうを見るといふ形になつております。

○伊藤道雄 最後は行政管理庁の方にお伺ひしますが、御承知のように、管理職は法律と組織令と別々に規定されておつて、統一がなくて非常に複雑だといふ印象を受けるわけですが、この点については長官としてはどうお考えになりますか。

○政府委員(岡部史郎君) 伊藤委員にお答え申し上げます。行政機関の組織をどういふ法令によつて定めるか、それを統一する基準で置いて、ばらばらにならないようにする必要、これはきつめて大きな問題であると思ひます。ただいまのところ、概略について申し上げますと、各省庁の局、部及び局、部に置かれる次長までは、これを法律で制定するようになつて、こういうことになつております。それから局及び部の下におきまして、局長あるいは部長を補佐して局務、部務の一部を統括整理する職、及び課長とか室長の職は政令でこれを設ける。それから今度は課以下の段階で、班長とか係長とかいふような職は、各省大臣のいわゆる省令で定める、こういうようなことが一応基本原則になつております。これらのことにつきますと、なお検討を要する点があるかと思ひますが、大体基準はそのようになつております。

○伊藤道雄 特に組織令に規定した職名については非常に複雑なわけですが、各省庁間にも統一がないように思ふのでないかと思ふのですが、この点はいかがですか。

○政府委員(岡部史郎君) お尋ねの点につきますと、一つの問題がございま

すが、その基本は先般第二十六国会におきまして御制定いただきました国家組織法第二十条で、そういうようなお尋ねの職についてはこれは政令で設けなければならぬということに規定されておつて、その政令すなわち各省の組織令で、そのような職を置くような場合におきましては、行政管理庁といたしまして十分審査いたしまして、それぞれの職務内容にふさわしい職を置くようにやつております。

○田畑金光君 先ほどの質問の中にもありました、今齋藤官房長官の答弁の中にもありました、通商局の仕事が非常にふえてきて、まあ貿易管理業務とかあるいは通商振興の事務が非常に多くなつてきた。まあそういう通商局の仕事がふえていくという見通しのもとに、局長の下に次長二名制をとられた、こう見るわけでは、次長二名を置かれたといふことは、すでに今日の業務の非常にふえてくることを予測されてやられたものと判断するわけでありまして、今日貿易振興関係の業務だけを新しく振興部を設けて処理をさしていただく、これも、まあ現在の窮余の策としてはやむを得ない手段であるかもしれませんが、どうも今後の見通しの上で立つたときに、これはやはり過渡的な彌縫策と見るほかにないもので、もつとこの問題は根本的に掘り下げて考えなければ、また何らかの破綻にぶつかると、こう考えますが、この点どうでしょうか。

○政府委員(齋藤正年君) おつしやることは全くその通りでございまして、私も、今申し上げましたように、この二次長一部長という制度で、これで十分今後五年、十年にわたつて円滑に仕事ができる、能率が十分上がるのだという

確信があつたわけではございません。ただ、先ほど御説明いたしましたように、二次長は、現実問題としてはほとんど貿易管理関係あるいは調査資料関係の仕事に實際は忙殺されて、振興関係の事務が非常におくれがちでございまして、さしあたりこういう形でも処理しよう。三次長という考え方ももちろん成り立つし、さらに正式に部長制度をしくという考え方もそれは成り立つと思ひますし、さらに、もう少し大きく外庁制度にするとか、極端にすれば、他省関係と統合して貿易省を作るといふような、いろいろ議論もございまして、さしあたりわれわれといたしましては、先ほどからもお話をございしましたが、できるだけ機構の膨張を避けた。新しく局を一つ作りますと、通常の管理業務だけでもやりますと、三十名の人間が必要になります、そういう人をふやさないで、トフ・マネージメントだけをさしあたりこういう形で改善してみても、これでおさまればこれで貿易に当面はなせられておる業務を十分遂行できればけっこうだ、あるいは業務のむしろ負担が非常に軽くなれば、変則的な組織を改めるといふことも当然考えなければならぬ、あくまでそういう過渡的な意味でやつたのでございまして、しかし、じや来年度これをやめることができないかとか、あるいは来年もつとつきりした機構に直すことができるかといふようなことになりまして、まださういふはつきりした自信がございまして、さしあたりできるだけ機構の膨張を避けて、管理を十分にするという意味で、こういう制度を考えたと

いうわけでございます。

○田畑金光君 あるいは来年とか再来年、まあ通商局の機構が改められる、その簡単な問題ではもちろんないといわれども判断いたしますが、いずれにいたしまして、たとへば昭和三十三年度の輸出入計画を見まして、たとへば三十三年度は輸出の目標を三十一億五千万ドルに立てておる。政府の五カ年新長期経済計画によりますと、昭和三十三年度には輸出入関係のバランスを四十七億ドルの線に持つていこう、こういう計画を立てておるわけですが、こうなつて参りますと、勢い通商省の通商局の仕事といふものは非常にふえていくわけで、一体振興部を設けて、そして五カ年後にはこれだけの大きな経済計画の目標を達成しようとする政府は考へておられますが、できるのかどうか、こういうような機構のもとでできるのかどうか、こういう疑問が出てくるわけですが、それはまあ、機構の簡素化といふことはできるだけ貫かなければならぬけれども、しかし貿易立国といふことが一番大事な将来日本の生命であるとするならば、勢いそれに応じた機構といふものに充実にこそ、初めてこういう積極的な施策の面はできると、こう思ふわけですが。

たゞこの通商省設置法の第八条の通商局の業務を見ても、その第三項には、通商局の業務として、一、海外市場、内外通商事情その他通商に關し調査し、統計を作成し、及び情報を提供すること。二、このうちが規定されておるわけですが、それから外務省設置法の第十条を見ますと、経済局の仕事としてその第三項には、一、国際経済事情の調査並びに国際経済に關する統計の作成及び資料の取集を行うこ

とあるわけですが、これはまあ、機構の簡素化といふことはできるだけ貫かなければならぬけれども、しかし貿易立国といふことが一番大事な将来日本の生命であるとするならば、勢いそれに応じた機構といふものに充実にこそ、初めてこういう積極的な施策の面はできると、こう思ふわけですが。

たゞこの通商省設置法の第八条の通商局の業務を見ても、その第三項には、海外市場、内外通商事情その他通商に關し調査し、統計を作成し、及び情報を提供すること。二、このうちが規定されておるわけですが、それから外務省設置法の第十条を見ますと、経済局の仕事としてその第三項には、一、国際経済事情の調査並びに国際経済に關する統計の作成及び資料の取集を行うこ

とあるわけですが、これはまあ、機構の簡素化といふことはできるだけ貫かなければならぬけれども、しかし貿易立国といふことが一番大事な将来日本の生命であるとするならば、勢いそれに応じた機構といふものに充実にこそ、初めてこういう積極的な施策の面はできると、こう思ふわけですが。

たゞこの通商省設置法の第八条の通商局の業務を見ても、その第三項には、海外市場、内外通商事情その他通商に關し調査し、統計を作成し、及び情報を提供すること。二、このうちが規定されておるわけですが、それから外務省設置法の第十条を見ますと、経済局の仕事としてその第三項には、一、国際経済事情の調査並びに国際経済に關する統計の作成及び資料の取集を行うこ

とあるわけですが、これはまあ、機構の簡素化といふことはできるだけ貫かなければならぬけれども、しかし貿易立国といふことが一番大事な将来日本の生命であるとするならば、勢いそれに応じた機構といふものに充実にこそ、初めてこういう積極的な施策の面はできると、こう思ふわけですが。

と。」「、こういう工合になつておるわけです。もちろん省が違ふから、その所掌事務は限界があるかもしれせんが、しかし、非常にこれは交錯しておるとわれわれは判断するわけですが、こういうようなことになつてきますと、やはり外務省の経済局のやつてゐる仕事とか、あるいは通産省の通商局のやつてゐる仕事、こういうような仕事は、先ほど申し上げた新長期経済計画からいふと、ますます大きくなつてくるし、また交流もあるだろうと、こう見るわけです。

そういうことから見たときに、やはりこれは官房長の答弁の中にもありましたが、貿易省設置の問題等も議論に上つておる、こういう一つの基本的な将来の構想というものが出てくるのじやなかろうかと思つて、この点に關しまして、私は政務次官に一つ、政府の方針があるのかないのか、こういう問題でもつて貿易発展が推進できると考へておられるのかどうか、この点を承つておきたいと思ひます。

○政府委員(小笠公昭君) 長期経済計画に伴います輸出の、一応予定しております目標達成には、必要な行政措置を考へなからぬと思つて、ありまするが、私どももいたしましては、さしあたり、ただいままで御説明申し上げてゐるような考へ方のもとに、必要最小限の行政組織を整備しながら目標を達成していきたい、こういうつもりでおるのであります。従ひまゐり、いわゆるずつと先の――先の――いいましても、五カ年計画なら五カ年計画の最終年度のときに、行政組織をどういふものを予定しておるかということになりますと、まだそこまでは考

えておらないというのが実情でございます。

○田畑金光君 考へていないという実情では、これはなかなかどうも、先ほどの官房長の答弁以下だと私は見るわけですが、官房長の答弁の中にもすでに、やはり通商局の現在あるいは将来の仕事の増加を見た場合には、もう少し根本的な機構の問題等に再検討を下す時期があるだろうと、こういうお話だつたと思ひますが、政府としては、そういうようなことは考へておられないのかどうか。少くとも政務次官あるいは大臣等の中には、その所掌事務を見たとき、とにかく現在ではこれでつくりだしていくんじやがというやうなことで、果して長期経済計画等の達成ができるのかどうか。長期経済計画といつても、問題はやはり輸出の振興であり、輸出入のバランスの拡大均衡だ、こういうやうに考へるわけですが、こういうやうな点等について、もう少し、私は、将来への構想のもとに何らかの積極的な発展策があつてしかるべきだと思ふのだが、政務次官、何もないわけですか。

○政府委員(小笠公昭君) 私が申し上げておりますのは、まず実質的に日本産業を上げていく、特に輸出入を拡大均衡へ持つていくことを考へておるわけでありまして、それを達成するための行政組織をどうしていかうかと、こういう問題について、行政組織はそのときのいろいろな情勢によつて違つて参りますので、五年先の四十七億ドルの輸出ができる、こういうふうな行政組織をあらかじめ描いておると、こういうことを今描いておるわけではないと申し上げたのであります。輸出入の量がふえれば、行政事務がふえて参りますれば、必要最小限度の組織の整備というものを描いていかなければならぬことは当然でございますが、ただいまお尋ねの点は、五年先の、目標が達成されたときの行政組織の姿をどう描いてゐるか、こういうやうに押懸いたしたのであります。そういう趣旨において、特定の姿を今描いてゐる、こういうわけでありまして、そういうふうに申し上げたいと思ひます。

○田畑金光君 この次長と部長の關係ですが、この部長は局長を補佐する管理職ということになるわけでしょうが、これは従来、どの次長のもとにやらされてきた仕事を今回の部長がやろうとするのか、この次長と部長との關係はこれはどういふことになるのか、その辺一つ説明してもらいたいと思ひます。

○政府委員(齋藤正年君) 現在通商局に次長が二人ございます。次長は何人おりましたも、その間に設置法上はつきり境界ができませんので、局務全体について局長の補佐をする、こういう建前でございます。従つて、現在の事務分担も大体、概略でございますが、次長二人ございまして、一人は制度關係と輸入を扱い、一人は輸出を大体所管する、こういうことになつております。従つて、輸出振興に關する仕事は、輸出振興の業務自体としてございまして、制度改変その他の問題になりますと、總括を担当する次長の所管になる、こういう形になつてゐるわけでございます。

今後この部長がございまして、これは建前上は、その仕事々の性質により

まして、どちらかの次長を通ずるといふことになるわけでございますけれども、實質は、ほとんど部の所管に關する限り部長に大部分まかせまして、あると兩次長及び局長はごく大まかな指導なりあるいは助言をする、こういう建前で運用をしたいというのがわれわれの構想でございます。

○田畑金光君 そういうやうな場合に、やはり仕事を能率的に推進するといふ点から見た場合、部長からさらに次長を通じて、次長から局長に行くといふやうなことはなくして、むしろ先ほどのお話にありましたやうに、仕事は三次長にしようかという構想もあつたというやうなお話でありましたが、まあ行政能力を高めるといふ点からいふなら、さらに部長の上には次長がやつぱりおるのだ、こういう形じやなくして、局長に直接つながる、こういうやうな形の方がむしろ望ましいのじやないかと、こう思ふのですが、何かしらぬが、部長から次長に、さらに局長、こうなつてきますと、屋上屋を重ねるといふ機構の複雑さを思ひしめるものがあるのです。この点はどうですか。

○政府委員(齋藤正年君) これは全く、お話の通りの問題でございます。で、われわれも、先ほど申しましたやうに、次長のもとにまた部を作るといふことについては、ずいぶん研究をいたしましたわけでございますが、ただ、次長というものは、先ほど御説明いたしましたやうに、何人おりましたも、それれが局全体の仕事について局長を補佐するといふのが、次長制度の根本的な建前でございます。で、現実に二

人の次長も、それぞれのそのときの仕事の内容なり、あるいは自分で担当しております仕事に繁閑なりで、仕事の分担が絶えずそのときで働いておるやうな状態でございます。で、それに対して、部長の所掌いたします仕事は、非常にはつきりと担当は分れておりまして、デザイン課を新設することを入れまして五課でございますが、この仕事のみを專管して担当いたします。しかも、その指導について、デリーナ仕事はこれは大体もう部長にまかせて、大きく方針を転換するとか、組織を変えようとか、あるいは輸入管理業務に非常に密接な關連のあるやうな仕事について、事実上兩次長、局長の指導を受けて仕事をやる、こういう考へ方でございますので、そういう面から見ますと、形としてはなるほど兩次長の指導を受けなければならぬ、實際問題としては従来以上に――從來でございましたら、この輸出振興關係の仕事がそのときどきの次長の仕事の關連に従つて、片一方に、どれかの次長の指揮を受ける、あるいは兩次長の指揮を受けるということ、それからまた兩次長の、輸出についても輸入についても、それぞれ管理關係で非常にも複雑な、まあ繁雜な仕事になつておりましたので、どうも十分指導が行き届かなかつたといふことが改善されまして、實質的にはこの輸出振興關係の業務ははつきりした管理が行き届いて、しかもかゝつて簡素化になるのではないかと、またそういうふうな運用したいというわれわれの考へであります。

○田畑金光君 通商局の次長さん二人は、まあとてもりっぱなお人のやうで

すから、そんなことないと思うのですけれども、次長は局全体の仕事について局長を直接補佐するんだと。しかし、やっぱり実際のあり方は、たとえば通商局の中に十五課があつて四百四十二名の職員がいるというふうなわけでありまして、大体この第一次長はこれこれの所管、第二次長の所管はこれこれだ、こう分れているのが普通だと思ふのです。またそれだけでなく、どういう職場の業務の系統、組織を見ましても、次長が二人あつて、そうしてその局務全体を直接おのおのが、それぞれが局長を補佐するんだ、こういうようなことは多くの場合、いろいろそこに摩擦が起きてきて、かえつて仕事の行政事務の能率的な推進を妨げる、こういうことが多々あるのです。通商局の場合にはそれがなく、いろいろ話でありますけれども、おそらく例外ではないと、こう見るのですが、そういうことを考えたとき、やはり振興の仕事は直接局長を補佐し、能率的に推進するために、やはり私は部長制でなくして次長制、しかも三次長それぞれ所管の業務を明確にして運用する、こういうようなことが望ましい姿じゃないかと、こう思うので、われわれはまずそういうような常識的な判断をしておりますが、この点はどうか。

の仕事を成り立たないわけですね。また為替金融課というのがございまして。これは為替金融関係の仕事をやっておりますが、これはどうしても輸出の問題も輸入の問題も両方やらなければならぬ性質の課でございまして。また市場関係の課が一課、二課、三課と、三課ございましてけれども、この三課とも通商協定関係の仕事をやりますわけですね、どうしても輸入と輸出を両方やらなければならぬ。で、まあ二次長の分担を分けますとしますと、輸入関係と輸出関係というふうに分けるより仕方がないでございましてけれども、分けてみますと、どうしてもやはりそれぞれの課長が両方の次長の指揮を受けなければならぬ形に、仕事の上からならざるを得ないわけではございまして、その点から、どうしても部長という形ではつきり課を分けることができないわけではございまして。ただ、振興関係の仕事はそういう関係がございまして、比較的独立した仕事でございまして、これだけは部という形ではつきり分けた方がかえつてつきりした管理ができると思つた次第でございまして。

田畑金光君 この振興部の今度所管する事項の中に、海外貿易の振興という問題が出てくるわけですが、非常に大きな仕事だろつと思ふのです。それで、政府は今回財団法人海外貿易振興会を改めて日本貿易振興会というものを改組したわけですが、これがために、例の経済基盤強化資金並びにこの法人の基金ですかを設けられる法律案を出されて、日本貿易振興会の出資金に二十億も金を出すことになっておりますが、これは、この改組という問題

ですが、具体的にどういうふうなふうに改組を考へられておられるのか、これ、ちよつと御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(斎藤正年君) それは現在の海外貿易振興会のあり方から説明をした方が適當かと思ふのですが、現在御承知のように財団法人でございまして、その事業運営がどうなつておるかと思ひますと、たしかあれは二百人でしたか、二百人をこえる理事がおりまして、これは出資者、寄付者がみない理事になつておるわけでありまして、それが意思決定機関として機能することになつておりますが、実際は二百人以上の理事がおるということでありまして、正式に理事会をひんばんに閉くといふことはほとんど不可能に近いことではございまして、その面から非常に管理が不十分であつたといふ非難が多かつたのであります。それが一つ。

もう一つは、海外貿易振興会の経理でございまして、従来は政府の補助金と、それから府県の補助金と、それから会員の会費と、三つで構成をされておりました、それが会員の会費ないし寄付金が年に二千万円見当、それから府県の補助金が四千万円ないし四千五百万円程度、それから政府の補助金は年々ふえまして、ことしは、三十二年度は五億五千万円ばかりであります、そういうことで運営をされております。これは当初は、実はこの海外貿易振興会の現在やつております仕事のうちで、ごく一部、すなわち海外市場調査だけを目的としてスタートした財団法人でございまして、そのまゝ、海外輸出振興業務がだんだんふえるに従つて、だんだん仕事の内容もふえて参つたのでございまして、当初のスタートはそういう形でありましたために、非常に機構が不適当だと。経理的に見ましても、先ほど申しましたように、実質上は大部分、全事業費の半分以上、ことしはたしか三分の二くらいが政府補助金あるいは委託費で行われておりますにもかかわらず、管理としては、今申しましたようなたぐさんの財団法人で、たぐさんの民間人の理事が管理するといふ形になつて、非常に形は不適当だ。この際、来年度はまた予算が飛躍的にふえまして八億六千万円にもなります。そういう面から根本的に機構を建て直した方がいいのではないかと、これが改組の動機です。

それに対して政府から二十億の出資金を出すことにいたしましたのは、実は海外貿易振興会の仕事は年々どうも欠損が出てきて、昨年でもたしか四千万円程度欠損が出てきて、本年度も五千万円程度欠損が出る見込みでございまして、これは政府の補助事業の場合には、どうしても残りの部分を民間から寄附金に仰がなければならぬわけではございまして、特定の事業の、特定の振興事業のようなもの、たとえばカメラのサービス・センターというふうな場合には、カメラ業界から残りの負担をいたしましたけれども、そうではなしに、市場調査というふうな一般的な事業になりますと、これは結局府県なり団体なりの寄附金に仰がなければならぬ。その面がどうしても足りませんで、今のままですと、恒常的に赤字が出てまして、基金を食つていくという形になります。この際、根本的に財政を建て直さないと、振興事業もできないという感じがいたしますのが一つ。

それからもう一つは、やはり輸出振興、ジェットロで担当いたします振興業務というものは非常に数が多いわけではございまして、特に海外関係の事業をいたします関係から、途中の計画変更その他が非常に多くて、裏口では赤字を出しながら、政府の補助金予算を使い切れない、それで返納するといふような事態でございまして、今のようない切れない、返納するといふような事態でございまして、今のようなこの際、予算の出方も一括しまして、ある範圍においては彼此流用ができるようにする。同時に、若干予算が不足した場合にも、その不足を何らかの自由な財源で補えるようにする必要があつたといふふうな点を考え、なおまた、この海外の仕事をやりますために海外における信用ということが非常に大事でありますので、相当な信用といふものも高めたといふ点も考慮いたしまして、今申し上げましたように、二十億の基金にいたしました、全額政府出資にして、政府関係機関であるといふことを非常にはつきりしました。

管理面も、役員すべて、これは理事長、副理事長、監事は政府任命でございまして、その他の理事につきましても、全部任命の際には政府の承認を受けるというところで、はつきり政府にかつて政府の行へべき仕事をやる機関であるといふことを明らかにいたしました、そのかわりに、財政面の運用については、従来以上に弾力性を持たして運用できるようにしようといふのが、この制度の改変のねらいでございまして。

○田畑金光君 まだ質問はたくさん残つてはおりますが、時間も時間で

ありますので、私の質問は次回に回しまして、資料を要求したいわけであり
ます。

それは、今、官房長から御説明になりました従来の財団法人海外貿易振興会に關する長い説明をなさいました
が、なかなか頭に残りませんので、それ
に關する資料と、今政府機関として
これから打ち出される日本貿易振興会
についての構想、これに關する資料、
それからもう一つは、振興部の取扱
業務の中に、経済協力課が設けられ
て、これはおそらく通商経済上の国際
協力に關する事務、たとえばこういう
ような問題等が入っておるわけであり
ますので、こういうような国際的な経
済協力に關する事務の關係の資料と申
しますか、それを一つ出していただき
たいと思います。たとえば、今度政府
の方では日本輸出入銀行に、これはア
ジア開發協力基金の出資金五十億を出
しておりますが、これに關する性格、
内容等に對する資料を一つ要求いたし
ます。

それからもう一つ資料をお願いいた
したいのは、これから御質問申し上げ
ようと思っておりますが、外務省の
経済局で取り扱う仕事ですね、これと
通商局で取り扱っておられるこの仕事
で、相当これは交錯している面がある
ように見受けるわけで、あるいは似た
ような仕事をやっているだろうと思
うのです。どういうふうな違いがあるの
か、仕事の内容においてどういうふう
な相違の仕事であるか、これを一つ資
料として出していただきたい。

大体以上であります、その資料
をいただいて、次回からまたもう少し

御質問申し上げたい、こういうことに
いたしたいと思ひます。

○委員長(藤田進君) 他に御発言もな
ければ、本案の審議は後日に継続する
ことといたしまして、本日はこれにて
散会いたします。

午後二時五十五分散会

昭和三十三年三月十一日印刷

昭和三十三年三月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局